

整理番号	消防－法不－66
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高圧ガスの貯蔵所の技術基準適合命令
概要	市長は、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の位置、構造及び設備が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該貯蔵所の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第18条第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 高圧ガス保安法第18条第3項 都道府県知事は、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の位置、構造及び設備が第16条第2項又は前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	